

早朝・夜間の活動時間創出支援事業企画提案仕様書

1 業務名

早朝・夜間の活動時間創出支援業務

2 目的

本事業は、観光客等の本市滞在日数及び市内観光消費額の増加に寄与することを目的に、観光コンテンツ創出や地域回遊を促す市内事業者の取り組みのうち、補助対象期間終了後も自走することが高く見込まれる事業の立ち上げに必要な費用の一部を補助するとともに、自走化に向けた専門家による助言やテストマーケティングを通じたコンテンツ磨き上げを実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

4 提案上限額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案上限額を示すものである。

5 業務内容

(1) 開発支援業務

本市の観光資源等を活用した観光コンテンツやイベント等の新規の企画・開発に資する取組を行う。具体的には企画・開発を希望する事業者（以下、支援対象事業者という）を募集・選定し、選定された事業者に対して支援業務を実施する。詳細は以下に掲げる業務を実施する。

ア 支援対象事業者の募集

支援対象事業者募集セミナーや事業者マッチングを実施するなど、支援対象事業者の募集を行う。補助事業者に関する公募を7月中旬から本市にて実施予定のため、セミナー等は7月末～8月上旬に実施すること。また、募集開始の周知を適宜実施すること。

イ 申請にかかる補助

事業計画策定、補助金申請にかかる助言や算定資料の作成を含む必要な手続きの補助を行うこと。

※ア、イに関しては補助金の執行状況により複数回実施する場合がある。

ウ 補助金執行に係る支援

支援対象事業者が補助金を適正に執行できるように会計処理等に関する助言や事業進捗管理を行う。

エ アドバイザー等の派遣

支援対象事業者へ専門アドバイザーを派遣し、事業のブラッシュアップ等の支援を行うこと。

(2) 販路拡大に向けた支援業務

支援対象事業者が開発した観光コンテンツ等の情報発信などの支援を行うこと。内容、販売価格、購買傾向など観光客等から評価を得て、観光コンテンツの磨き上げに役立てるため、その結果を分析し、観光コンテンツ等の改善や今後の展開などに関するアドバイスを実施すること。

観光コンテンツ等の販売に関わる直接経費は支援対象事業者が負担する。観光客等から評価を得るための手法検討、実施に係る調整、実施及び結果分析等は販路拡大に向けた支援業務の範囲とする。

6 業務実施にあたり留意すべき事項

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、企画提案書で提案した事項についても実施すること。
- (2) 原則として毎月 1 回、観光課担当者と業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施すること。なお、打ち合わせ内容の記録を受託者にて行い、打ち合わせから 1 週間以内に発注者と共有すること。

7 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等を遵守すること。

8 受託者の責任

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。

(3)本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。

(4)本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

9 費用負担

本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むものとする。

10 不良個所の修正作業

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

11 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定するものとする。

以上